豊浦町過疎地域持続的発展市町村計画

令和３年度～令和７年度

令和3年９月

（令和7年5月　改正）

北海道虻田郡豊浦町

目　　次

1 基本的な事項　頁
（1）豊浦町の概況 …… 1
（2）人口及び産業の推移と動向 …… 2
（3）行財政の状況 …… 4
（4）地域の持続的発展の基本方針 …… 6
（5）地域の持続的発展のための基本目標 …… 8
（6）計画の達成状況の評価に関する事項 …… 8
（7）計画期間 …… 8
（8）公共施設等総合管理計画との整合 …… 8
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
（1）現況と問題点 …… 10
（2）その対策 …… 10
（3）計画 …… 11
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 12
3 産業の振興
（1）現況と問題点 …… 13
（2）その対策 …… 15
（3）計画 …… 17
（4）産業振興促進事項 …… 19
（5）公共施設等総合管理計画との整合 …… 19
4 地域における情報化
（1）現況と問題点 …… 20
（2）その対策 …… 20
（3）計画 …… 21
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 21
5 交通施設の整備、交通手段の確保
（1）現況と問題点 …… 22
（2）その対策 …… 22
（3）計画 …… 23
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 23
6 生活環境の整備
（1）現況と問題点 …… 24
（2）その対策 …… 24
（3）計画 …… 25
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 26
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
（1）現況と問題点 …… 27
（2）その対策 …… 28
（3）計画 …… 29
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 33
8 医療の確保
（1）現況と問題点 …… 34
（2）その対策 …… 34

（3）計画 …… 34
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 34
9 教育の振興
（1）現況と問題点…… 35
（2）その対策 …… 36
（3）計画 …… 37
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 38
10 集落の整備
（1）現況と問題点…… 39
（2）その対策 …… 39
（3）計画 …… 39
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 39
11 地域文化の振興等
（1）現況と問題点…… 40
（2）その対策 …… 40
（3）計画 …… 40
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 41
12 再生可能エネルギーの利用の推進
（1）現況と問題点…… 42
（2）その対策 …… 42
（3）計画 …… 42
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 42
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
（1）現況と問題点…… 43
（2）その対策 …… 43
（3）計画 …… 43
（4）公共施設等総合管理計画との整合 …… 43

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）…… 44

1 基本的な事項

(1) 豊浦町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 位 置

本町は、北海道の南西部に位置し、北緯 42°33′～42°43′、東経 140°31′～140°46′にあって、南は内浦湾（噴火湾）に面し、対岸に秀峰駒ヶ岳をはじめ、渡島連山を眺望する。海岸線に沿って東に洞爺湖町、西は長万部町、昆布岳連峰を境として、真狩村及びニセコ町、北西部は昆布川に沿って黒松内町、蘭越町にも隣接している。

イ 地 勢

本町の面積は 233.57k ㎡で東西約17km、南北約16.5km、海岸線は約20.7km あり、地勢は概ね傾斜地をなし、一部山岳地帯を除き農耕地、牧野などの生産緑地帯を形成している。

ウ 気 象

本町の気象は、内浦湾に面し海洋の影響を受けるが、太平洋の気象条件とも異なり、親潮、黒潮の影響よりもむしろ日本海から津軽海峡を流れる対馬海流の影響を強く受けるため、冬期間も温暖であるなど快適な気象条件に恵まれている。

エ 歴 史

明治 13 年 3 月 虻田郡各村戸長役場がおかれその管轄下となる
35 年 4 月 2 級町村制を施行し、虻田町に両村組合役場をおく
42 年 4 月 組合役場を解き、字弁辺村役場を開設
昭和 7 年 4 月 村名弁辺村を豊浦村と改称
22 年 7 月 町制施行

オ 社会経済

本町は、明治13年の戸長役場設置により名実ともに自治体としての歴史が始まって以来、豊かな海、美しい緑の大地に恵まれ、農業、漁業など自然の恩恵を最大に享受しながら発展してきた。この間、先人の知恵と努力によって「豊浦いちご」、「ホタテ養殖」が生み出され、基幹産業は着実な進展を見ているものの、後継者や担い手不足に直面している状況である。

商業については、商圏が町内に限られがちであることから、人口減少の影響を大きく受けており、販売額も近年は低水準で推移している。また、後継者がいないことによる廃業も相次いでおり、経営後継者の確保や従業員などの労働力の確保についても厳しい状況である。なお、これ以外の産業としては、恵まれた自然等を活用した観光関連産業の振興を推進している。

交通体系では、JR 室蘭本線、国道37号、北海道縦貫自動車道が通る交通の要所となっている。

② 過疎の状況

本町は昭和46年に過疎地域に指定されて以来、その対策にあたっては、過疎地域振興計画、過疎地域活性化計画及び過疎地域自立促進計画を定め、生活環境や産業基盤の整備、医療、福祉、教育等におけるハード・ソフト両面での過疎対策事業を推進してきている。

しかしながら、税収の落ち込みや地方交付税の削減などにより町財政が厳しさを増す中、施設等の老朽化に伴う維持管理経費の増加もあり、独自の政策的取組みを進めることが厳しい状況となっているため、経済の低迷や都市への人口流出等により、一段と過疎化してきている。

また、第一次産業である農林水産業についても、価格の低迷等で経営基盤が弱くなってきているとともに、近年の少子化・高齢化社会の到来は、若者の減少や産業界における後継者不足を招いており、農林水産業者の減少や高齢化が進行している。

よって、人口減少社会への対応策として、活力ある地域社会の形成のために不可欠である移住・定住対策の更なる推進が必要となっている。

③ 社会経済的発展の方向の概要

本町の就業者数は、昭和35年に 4,527 人であったが、平成27年には 2,060 人と、この 55 年間で 54.5%の減少となっている。また、昭和35年の第一次産業就業人口比率は52.2%であり、平成2年には 32.3%、平成27年には 25.7%まで減少しており、今後においても、第一次産業の後継者不足はより深刻化すると推測される。

こうした状況の中、農林水産業の担い手確保を重点的に取り組みつつ、恵まれた自然環境と豊かな農林水産資源を有していることを生かし、地域の特性にあった農林水産業の施策を展開し、本町の基幹産業を更に成長させ、地域経済の振興を図っていく必要がある。

また、令和13 年(2031年)に全線開通する北海道新幹線ルートや道央自動車道などの広域交通ネットワークの利便性を生かし、本町経済を支える新たな産業として、観光関係組織と連携しながら観光関連産業の振興を推進する必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

本町は、昭和35年の 10,439 人をピークに年々減少の一途をたどり過疎化が進行してきたが、平成2年には 5,800 人程に減少した人口が、平成7年には 6,000 人程度まで増加したが、それ以降はまた減少し、住民基本台帳から見ると現在（令和3年3月末）は 3,744 人で今後も大きな増加は見込めず、さらに減少していくものと思われる。

また、年齢別人口割合では、平成27年で年少年齢層10.3%、生産年齢層54.0%、高年齢層35.7%となっており、平成17年と比較すると年少年齢層は0.9%減、生産年齢層は2.7%減となり、高年齢層は 3.6%増え、今後とも高齢化が進行するものと考えられる。

さらに、直近15年間の人口データについては自然減が続いているが、出生人口、死亡人口ともに大きな増減はなくほぼ横ばいとなっている。社会増減については、平成14年頃からの10年間は、転入人口・転出人口ともに 400 人を超える人数で推移していましたが、平成24年以降250人前後での推移となっている。大きく変動する年もありますが、平成24年以降社会増減はプラスで推移する年が多くなっている。

表 1－1（1）人口の推移 （国勢調査） （単位：人、%）

区　分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	10,439	6,769	△35.2	5,790	△14.5	4,771	△17.6	4,291	△10.0
0 歳～14 歳	3,945	1,654	△58.1	957	△42.1	536	△44.0	442	△17.5
15 歳～64 歳	5,946	4,447	△25.2	3,615	△18.7	2,703	△25.2	2,315	△14.4
うち 15 歳～29 歳(a)	2,448	1,418	△42.1	980	△30.9	666	△32.0	494	△25.8
65 歳以上(b)	548	668	21.9	1,218	82.3	1,532	25.8	1,534	0.1
若年者比率 (a)/総数	23.5	20.9	—	16.9	—	14.0	—	11.5	—
高齢者比率 (b)/総数	5.2	9.9	—	21.0	—	32.1	—	35.8	—

表 1－1（2）人口の見通し（人口ビジョン：平成 27 年 10 月策定）

平成22年国勢調査を基本とした、平成25年3月発表の国立社会保障・人口問題研究所の数値を用い、将来人口を推計している。

なお、出生率と社会増減の目標の達成に向けた施策を推進することにより、人口減少が抑制され、2060年時の人口は 2,847 人となることが見込まれる。なお、この人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計と比べ、2040年時点で約750人、2060年時点で約 1,150 人、人口減少を抑制した目標値である。

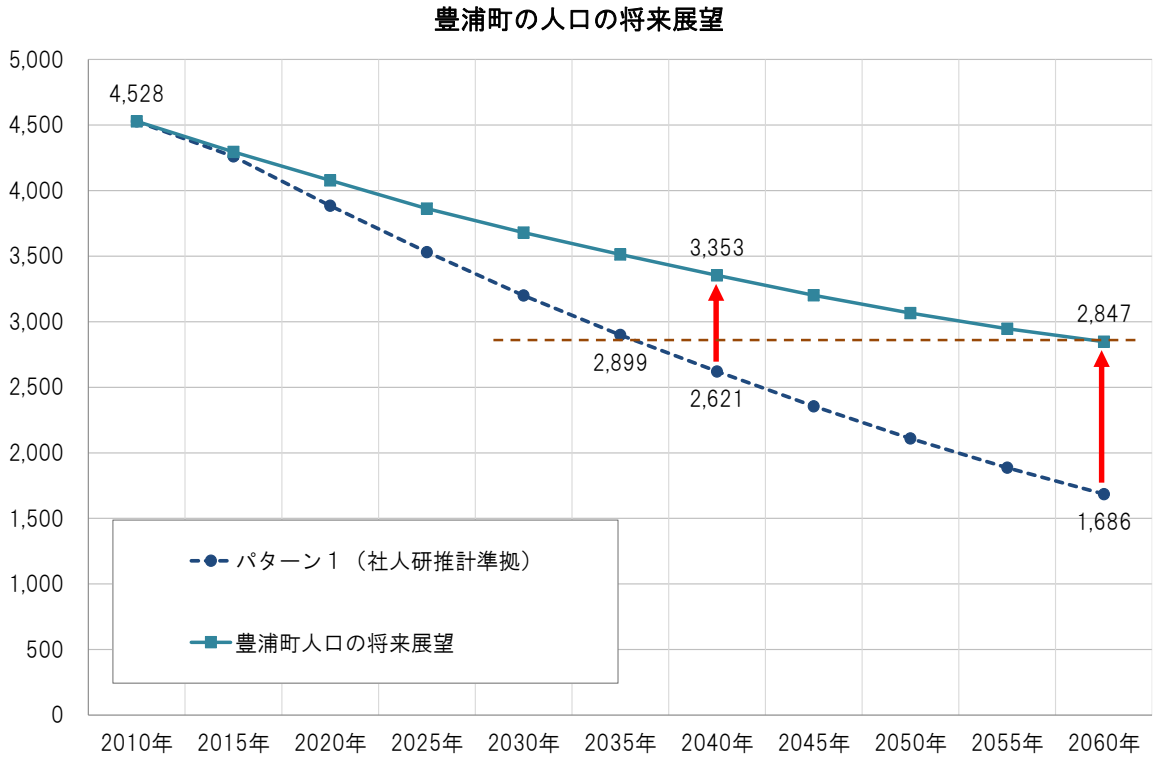

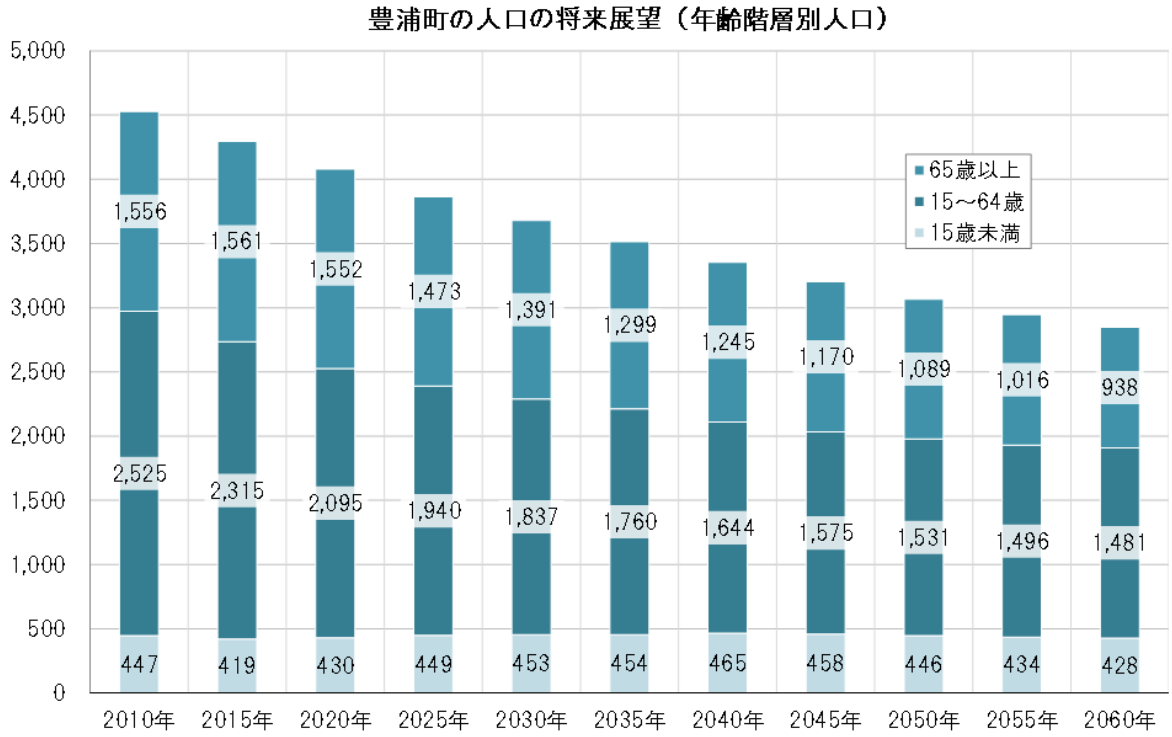

② 産 業

本町の産業構造の変化については、昭和35年における第一次産業は52.2%を占めていたが、平成27年では25.7%と減少しており、当該期間における第二次産業も 20.0%から11.7%に減少している。一方、第三次産業については 27.8%から 62.1%と大きな増加となっている。よって産業構造が著しく変化している状況にある。

このような推移から、これらの傾向は今後においても継続すると予想され、若者の都市部への流出により、第一次産業のみならず、第二次・第三次産業就業者の高齢化もさらに加速すると推測される。

表 1−1（3）産業別人口の動向（国勢調査）　（単位：人、%）

区　分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	4,527	4,456	△ 1.6	3,464	△22.3	3,222	△ 7.0	3,034	△ 5.8
第一次産業就業人口比率	52.2	38.1	—	37.1	—	35.0	—	31.7	—
第二次産業就業人口比率	20,0	29,6	—	34.2	—	25.5	—	24.7	—
第三次産業就業人口比率	27,8	32,3	—	28.7	—	39.4	—	43.7	—

区　分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	2,842	△6.3	2,805	△1.3	3,411	21.6	2,430	△28.8	2,250	△7.4
第一次産業就業人口比率	33.5	—	32.3	—	20.6	—	26.5	—	24.9	—
第二次産業就業人口比率	21.3	—	21.7	—	32.4	—	20.9	—	16.8	—
第三次産業就業人口比率	45.2	—	45.9	—	47.0	—	52.6	—	58.3	—

区　分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総　数	2,047	△9.0	2,060	0.6
第一次産業就業人口比率	26.2	—	25.7	—
第二次産業就業人口比率	13.3	—	11.7	—
第三次産業就業人口比率	60.5	—	62.1	—

（3）行財政の状況

① 行政の状況

地方分権の推進により、自治体の自主・自立が高められ、行政には専門性の高い高度な事務が増大している。本町においては、各計画等に基づき質の高い行政サービスの提供と持続可能な財政運営の確立に取り組んできた。

昭和 44 年 振興山村に指定を受ける
46 年 農業振興地域指定を受ける

西胆振広域市町村圏の指定を受ける
過疎地域指定となる
53 年 まちづくり基本構想策定
55 年 過疎地域振興計画策定（55～59 年）
60 年 〃 （60～H 元年）
63 年 第３次豊浦町総合計画策定（63～H9 年）
平成 2 年 過疎地域活性化計画策定（2～6 年）
7 年 〃 （7～11 年）
10 年 第４次豊浦町総合計画策定（10～19 年）
12 年 過疎地域自立促進市町村計画策定（12～16 年）
15 年 第４次豊浦町総合計画策定後期見直し（16～19 年）
17 年 過疎地域自立促進市町村計画策定（17～21 年）
20 年 第５次豊浦町総合計画策定（20～29 年）
22 年 過疎地域自立促進市町村計画策定(22 年～27 年)
27 年 人口ビジョン、総合戦略策定(27～31 年)
28 年 過疎地域自立促進市町村計画策定（28～R2 年）
30 年 第６次豊浦町総合計画策定（30～R9 年）

本町の行政機構は、町長部局に8課と教育委員会、議会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員から構成されている。

また、共通の行政課題を処理するため、室蘭市が中心市となり西胆振6市町地域での定住自立圏形成協定を締結しているとともに、同じく西胆振6市町から構成されている西いぶり広域連合や伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町の1市3町からなる西胆振行政事務組合において広域行政を進めている。

表 1－2（1）財政の状況(決算資料) （単位：千円）

区　　分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	4,473,451	5,042,031	4,718,079
一般財源	3,065,766	3,134,763	3,063,917
国庫支出金	510,542	490,170	457,300
道支出金	186,976	205,989	203,559
地方債	478,000	1,030,366	551,808
うち過疎対策事業債	90,100	689,500	449,500
その他	232,167	180,742	441,495
歳 出 総 額 B	4,209,267	5,006,511	4,671,546
義務的経費	1,570,022	1,510,167	1,526,886
投資的経費	794,461	1,284,769	895,076
うち普通建設事業	780,013	1,280,233	895,076
そ の 他	1,258,143	1,508,295	1,533,651
過疎対策事業費	586,641	703,280	715,933
歳入歳出差引額 C（A－B）	264,184	35,520	46,533
翌年度へ繰越すべき財源 D	17,052	2,652	5,263
実質収支 C－D	247,132	32,868	41,270
財政力指数	0.170	0.159	0.191
公債費負担比率	18.0	15.7	18.1
実質公債費比率	13.5	11.3	13.1
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	69.4	73.3	82.8

将来負担比率	－	－	－
地方債現在高	5,763,756	6,695,635	7,699,491

令和元年度歳入については、その総額において平成22年度 4,473,451 千円から 4,718,079 千円と 5.5%増を示しているが、自己財源である町税は 391,124 千円で、歳入総額に占める割合は、8.3%にすぎず、地方交付税、地方債に依存している。

歳出については、投資的経費の歳出総額に占める割合は、平成22年度18.9%、令和元年度 19.2%と微増を示している。

令和元年度の財政状況は、財政力指数 0.191、実質公債費比率 18.1%、経常収支比率 82.8%となっている。

財政基盤がぜい弱な本町においては、地方交付税を中心とした依存財源の動向により左右されやすいため、事業の選択と集中による効果的かつ効率的な行財政運営を行うとともに、財政計画に基づき、現在及び将来にわたる財政の姿や課題などを明らかにし、自主財源の確保に最大限努めるとともに、歳出の削減や地方債残高の縮減などの取組みを継続していく必要がある。

② 施設整備等の現況と動向

主要公共施設の整備については、町民福祉の向上と地域住民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、厳しい財政状況の下でも、各種公共施設などの整備・充実に努めてきた。

道路整備については、市街地区の改良舗装が進み、その整備率は年々高まっているが、市街地を離れると山間集落が数多く点在していることもあり、低水準となっている。今後も整備が必要であるとともに、これまで整備した道路の修繕や道路構造物等の長寿命化対策も必要となっている。

水道及び下水道については、施設、配水管及び汚水管の老朽化が進んでいることから、計画的な更新整備が必要となっている。

他にも各種公共施設には老朽化が進んでいるものも多くあることから、将来的な人口減少や少子高齢化の進行も見据え、投資効果と財政状況を勘案しながら、施設の統廃合や建て替え、大規模改修、修繕等を計画的に実施しなければならない。

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率（%）	26.3	25.8	30.2	33.8	34.0
舗装率（%）	8.3	21.7	26.5	30.1	31.1
農道延長（m）	－	－	－	1,467	1,467
耕地 1ha 当たり農道延長（m）	1.0	0.9	0.7	－	－
林道延長（m）	－	－	－	30,591	39,795
林野 1ha 当たり林道延長（m）	0.7	0.6	0.6	－	－
水道普及率（%）	77.1	85.2	84.4	96.2	99.3
水洗化率（%）	0.0	0.0	74.3	85.5	86.9
人口千人当たりの病院、診療所の病床数（床）	10.0	11.4	11.6	13.6	15.6

（4）地域の持続的発展の基本方針

① 基本的な考え方

本町では、移住・定住の促進、産業の振興、子育ての環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上、教育の振興など各分野において取組を推進するとともに、総合的な対策を講じてきた。しかしながら、継続的に人口減少・少子高齢化が進み、幅広い分野において多くの課題を抱えている。

こうした実情を踏まえ、第6次豊浦町総合計画における「まちづくりの基本目標」に基づき、持続可能な地域社会の形成に向けた施策を、町民・議会と協働して、次の視点から推進していく。

② 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

持続可能な地域社会の形成のため、人や産業の交流を活発にするとともに、様々な地域との経済や文化の交流に取り組み、交流人口及び関係人口の拡大や移住・定住を推進する。

③ 産業の振興

・農業

最重要課題である後継者・担い手の確保を図るとともに、従来からの基幹作物・奨励作物の産地拡大や畜産の振興を図り、活気あふれる農業の振興を推進する。

・林業

森林資源の充実と森林のもつ多面的機能の向上のため、新たな森林管理システムに基づく森林整備を推進する。

・水産業

漁業経営の体質強化を図るため、漁業資源の維持増大と栽培漁業の取組みを推進する。

・企業誘致及び起業の促進

地域経済の活性化や新たな雇用を生み出すために、総合的な支援の充実を推進する。

・地場産業

新たな社会経済への対応力確保に対する支援を推進する。

・商業

地域の暮らしを支える食料品や日用品などを販売する商店等を維持するため、購買力の町外への抑止を推進する。

・情報通信産業

企業誘致、観光及び農林水産業などの幅広い分野においてICT技術の活用を推進する。

・観光・レクリエーション

豊かな自然と地域の特性を生かした観光振興を行い、魅力ある観光地づくりを推進する。

④ 地域における情報化

情報通信基盤がぜい弱な地域に対して整備を進めるとともに、情報の流通の円滑化のため、テレビジョン放送の難視聴地域解消の維持と耐災害性強化を推進する。

⑤ 交通体系の整備、交通手段の確保

地域を支える道路及び橋りょう等の老朽化対策を図るとともに、冬期間における道路交通網の確保に向け、除雪体制の安定的な維持確保を推進する。また、利用者のニーズを捉えた地域交通の維持・確保を推進する。

⑥ 生活環境の整備

町民が安全で快適な暮らしのできる環境を整備するため、水道・下水処理施設及び廃棄物処理施設の老朽化対策を計画的に実施するとともに、消防・救急体制の充実強化及び安心して暮らせる住まいづくりを推進する。

⑦ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

住み慣れた地域でどの世代でも安心して暮らしていけるよう、必要な保育の提供の確保や子育て家庭の支援など、子どもが健やかに生まれ育つ環境整備を推進する。また、高齢者や障がい者が自

立した日常生活や社会生活を営むために、サービス提供基盤の整備や支援を推進する。

⑧ 医療の確保

将来にわたって地域に必要な医療を確保するために、へき地医療対策としての巡回診療を実施するとともに、必要な設備の整備や医師等の確保といった医療提供体制の整備を推進する。

⑨ 教育の振興

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と保護者、地域が共有し、公立の学校として、地域とともにある学校づくりを推進する。また、町民同士がつながり、主体的な学習活動を通して豊かな人生を送り、将来のまちの姿の実現に向け生涯学習が充実するよう社会教育事業を実施するとともに、ライフステージに応じた日常的な健康づくりが促進されるようスポーツ・レクリエーション事業を推進する。

⑩ 集落の整備

活発なコミュニティ活動を行う上で重要な機能を有している自治会を支援するとともに、地域集会所の整備を推進する。

⑪ 地域文化の振興等

文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、先住民族であるアイヌの人たちによって培われてきた文化発信の拠点となる施設整備を図り、町民が誇りを持って、文化活動にかかわることができる環境づくりを推進する。

⑫ 再生可能エネルギーの利用の推進

本町の自然条件や資源を活かして、太陽光・バイオマスなどの再生可能な新エネルギーの開発と導入に積極的に取り組み、エネルギーの地産地消を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりとする。

人口に関する目標（令和 7 年度（2025 年））：令和 2 年度からの人口減少率 3.5%

なお、本町の人口減少の要因として、社会減による影響が大きい。よって、各種過疎対策を実施することで、人口に関する目標を達成するための社会増減を目指すこととする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度実施する行政評価を通じて、実施した施策・事業の効果を検証し、計画最終年度に実施するものとする。なお、達成状況は町ホームページ等で住民説明を行うものとする。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

新規の公共施設等は財政状況を踏まえ、供給量の適正化を図る。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持して

いく必要があると認められた施設については、長寿命化を柱に、建て替え、民間等への譲渡、複合化、広域化のいずれかを選択し、建て替えをする場合には、まず減築や他の施設との複合化を検討する。

建築基準法改正前の昭和56年（1981 年）以前に建てられたもの、また、木造の耐用年数を 40年、非木造の耐用年数を50年と設定した場合に、計画最終年次である令和7年時に耐用年数を超える施設を優先的に検討する。

イ 本計画との整合性について

豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（1）現況と問題点

① 移住・定住

全国的な人口減少や急速な高齢化、首都圏などへの人口一極集中が続いており、本町においても人口減少により、地域づくりの活動を担う人材不足など地域経済への影響や地域活力の減退が一層懸念される。そのような状況の中、余暇時間の増大やゆとりある生活への志向、環境意識の高まり、特色ある教育環境等を背景にして、地方への移住や訪問機会を増やしたいという都市住民も多くいる。

また、本町への移住を希望する場合、住宅需要の多い市街地では、民間賃貸住宅や宅地が不足しており、住宅の新築及び中古住宅の購入、民間事業者が建設する賃貸住宅に対する支援の充実のほか、空き家や空き地の有効活用を図るための対策が急務である。

一方で、老朽化が進み放置された空き家は、防災や防犯、景観、衛生環境などに深刻な影響を及ぼすことから、発生を予防するとともに除却などの措置が必要である。

② 地域間交流

本町では、洞爺湖町・伊達市・壮瞥町とともに連携し、令和元年9月ユネスコ世界ジオパークに再認定された「洞爺湖有珠山ジオパーク」の取組や「有珠山周辺地域強靭化計画」に基づいた有珠山噴火災害及び近年激甚化する気象災害などに備えている。さらに、2030年度末に予定される北海道新幹線長万部駅開業を見据え、観光や地域活性化に向けて協力することを目的に、隣り合う長万部町、黒松内町、豊浦町の 3 町で連携協定を締結している（はしっこ同盟）。

また、首都圏や都市部において居住する本町出身者や本町にゆかりのある方を中心に、本町の発展に寄与することを目的に、ふるさと会が設立されている。

首都圏や都市部をはじめとする他地域との交流を進めることは、本町の魅力を再認識することができるとともに、見聞・視野を広めることによる人材育成に大きな効果を期待することができるため、交流活動を促進しながら、新たなまちづくりへの展開や活力ある地域づくりにつながる取組を実施する必要がある。

③ 人材育成

近年、少子高齢化の進行や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景に、地域のつながりの希薄化や地域の担い手となる人材の不足が深刻化しており、地域コミュニティ活動や町民活動の維持・発展を担う人材の育成が求められている。

（2） その対策

① 移住・定住

・ 移住・定住人口の確保のため、移住希望者の受け入れ体制を整えるために、新築・中古住宅の購入及び民間賃貸住宅等の建設などの支援の充実を図る。また、「豊浦町空き家等対策計画」を策定し、専門的な知識やネットワークを有する民間団体等との連携体制の構築を図り、空き家バンク制度等の取組をより効果的に実施することで、空き家等の有効活用や適切な維持管理の推進を図る。

・ 移住希望者にとって重要な生活環境の整備や景観保持のため、廃屋撤去等に対する支援の充実を図る。

・ 首都圏等からの移住希望者がちょっと暮らしを体験することができる移住体験住宅の機能充実を図るとともに、移住相談や街歩き等の移住体験メニューを構築することで、本格的な移住だけでなく、二地域居住や季節居住の促進も図る。

・ 多くの移住希望者を獲得するために、生活や教育に関する情報や求人情報を、町ホームページや

SNS等を通じて積極的に情報発信を行うことで、町の魅力度や認知度を向上させる。

② 地域間交流

・１市3町で連携することにより、人材や施設などの限られた資源を活用し、効率的かつ効果的な地域づくりを目指していく。

・「はしっこ同盟」の取組を推進することにより、行政だけではなく、商工会や観光協会といった関係団体の地域間交流を進めることができ、北海道新幹線長万部駅開業効果を最大限に発揮させ、地域の活性化促進に努める。

・ 都市と町との継続的なかかわりやつながりを構築して関係人口を創出するために、首都圏や都市部のふるさと会との交流を推進する。

③ 人材育成

・ 都市部からの多種多様な人材を積極的に受け入れ、今後の地域産業の中核を担う次世代の人材を育成し、着実に地域に根差す地域づくりの担い手を確保するために、地域おこし協力隊事業を推進する。

（3）計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
１ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	移住体験住宅事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業移住・定住	民間賃貸共同住宅等建設支援事業 ・事業内容 民間事業者が建設した賃貸住宅に対する建設費の補助。 ・事業効果 移住・定住人口の確保。	町	将来的な事業効果あり
		持ち家住宅奨励金事業 ・事業内容 中古住宅の購入、又は住宅を新築した町民に対する補助。 ・事業効果 移住・定住人口の確保	町	将来的な事業効果あり
	地域間交流	関係人口づくり事業 ・事業内容 地域と多用に関わる「関係人口」に着目し交流のきっかけづくりに取り組む。 ・事業効果 首都圏の居住者の将来的な移住・定住に結び付ける。	町	将来的な事業効果あり

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

（1）現況と問題点

① 農 業

本町の基幹産業である農業は、農家経営者の高齢化と後継者不足で、昭和55年には約300戸の農家が営農していたが、現在1/3 以下の90戸まで減少しており、今後さらなる減少が予想されている。

さらに、小規模経営の零細農家が多いことから、若者の農家離れが続出し、さらなる高齢化と後継者難を招いている。

農家人口と働き手の減少を背景として、イチゴ、野菜など多労的・土地生産性の高い作目の展開が困難になりつつあり、地域農業全体としての農家経済の拡大が難しい状況にある。

若い経営者のいる農家は酪農、大規模畑作を中心とする集落に偏り、各集落の年齢構成に格差があるため、単純な農地の集積は難しく、町全体としての新規就農者の担い手対策と集落地区状況を踏まえた対策が必要になってくる。

加えて、農地基盤及び用排水施設については20年以上大規模事業を実施していないため、農地の生産性の低下、畑地かんがい施設等の老朽化が進行しており、新たな生産基盤整備が必要となっている。

また、化学肥料や農薬への依存が進み、堆肥などの有機質が極端に欠乏することによって耕地が年々痩せており、牛ふんなどの家畜排せつ物の処理に係る労働力軽減や環境問題が発生することを防ぐ必要もあるため、地域循環型の土づくり支援が求められている。

本町では近年、シカ、アライグマを中心とした農業被害が深刻な状況にあり、令和2年度の農業被害額は 2,800 万円に上っているが、有害鳥獣捕獲に従事する猟友会員数は、高齢化と担い手不足により減少しているとともに、銃猟免許所持者も減少しており、農業被害の一層の深刻化が懸念される。

② 林 業

本町の森林面積は 17,890ha で総面積の77%を占めており、カラマツ、トドマツを主体に造林事業が実施されている。森林のもつ公益的機能として、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止など大きな役割があり、今後も森林資源の充実と、森林のもつ多面的機能の向上を図るため、無立木地を解消すべく森林の造成、整備を進めるほか、伐採適齢期を迎えた町有林について、適切な伐採計画を策定し、森林資源を有効に活用する必要がある。

本町の未整備人工林については、所有者が町外に居住している不在村森林所有者の割合が高いことから、森林経営の意向が把握できず、荒廃する森林の増加が懸念される。

③ 水産業

本町の水産業は、漁業種類により大別するとカレイなどを獲る刺網漁業、サケを対象とする定置網漁業、ウニ・アワビ・ナマコ、海草類などを対象とする採貝草漁業、それにホタテ養殖漁業の4種類に区分されている。

近年、町の基幹漁業であるホタテ養殖漁業においては、原因不明の斃死が続いており、総生産高については年々減少傾向である。また、漁業経営体数においても漸減基調となっている。

本町のホタテ養殖は漁家の約80%が就業し、生産高の約65%を占める基幹漁業となっているが、平成20年以降発生しているザラボヤなどの成育を阻害する付着物の増加や、貝毒の発生による価格の低迷など漁業全般に深刻な影響を与えていることから、ホタテの高品質化や特産品の開発等の付加価値向上に対する取組を推進する必要がある。

沿岸海域に回遊するサケは、放流事業の拡大に伴って極めて重要な資源に成長し、今後とも稚魚放流事業の推進により資源の安定化を図る必要がある。

また、沿岸の磯根海域に生息するウニ・アワビ・ナマコは、市場価値も高く、定着性資源としての魅力もあるが、資源動向は不安定であることに加え、餌となる海藻も近年では磯場によっては減少している傾向があることから、磯焼け対策と並行し、種苗放流による積極的な資源増対策を進めるとともに、今後も水産資源を保護・管理しながら漁獲することが求められている。

本町漁業の特性として、ホタテ養殖に大きく依存する経営形態が大半を占めるため、今後の漁業経営の体質強化を図る上からも、資源の多様化を積極的に行うとともに、付加価値の向上、ブランド化等の振興、豊かな海域・漁場環境の保全を推進する必要がある。

また、本町には3つの漁港があり、施設整備後の年数経過とともに老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化のために、計画的な維持管理・補修等による整備の促進が望まれる。

④ 地場産業の振興

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に伴い、需要、雇用や就業の形態等が多様化し、産業構造が変化する中、経営の規模が小さく生産性を高めにくく、また働き手の減少が進む本町の地場産業の取り巻く環境は極めて厳しい状況となっている。

このため、本町の中小・小規模企業が雇用の機会を創出できる産業となるよう育成していくとともに、地域の個性と特色を生かした商品開発や販売促進などの振興策を実現していくことが必要である。

⑤ 企業誘致

本町の産業振興及び就労機会の拡大や就業者の安定雇用などにつながる企業誘致は、本町の重要な課題であるが、立地条件の悪い本町に新規の企業を誘致することは非常に困難である。このため、災害発生リスクの少なさを生かしながら、助成事業や税制特例措置等による支援を行う必要がある。

⑥ 起業の促進

現在の課題として、起業希望者の減少、資金調達の問題が挙げられる。そのため、新たに起業する方に対して起業に要する経費、必要な知識・経験を得ることを支援し、地域活性化及び地域課題解決に寄与する必要がある。また少子高齢化や人手不足が深刻化しているため、雇用環境の充実及び定住の促進を図り、U ターン・I ターンの転入者等への新規雇用の拡大を推進し、常用労働者として雇用した企業に対しても支援する必要がある。

⑦ 商業

本町の商店数は、平成28年の経済センサス活動調査によると、卸売、小売業合わせて42店、従業者数は156人である。

年間販売数は、小売業で33億円余りとなっており、後継者不足による閉店や商店街の魅力低下や近隣に大型店が相次いで出店したこともあって、消費購買力の町外流出が続いており、地元商店街の活力低下を招いている。

⑧ 情報通信産業

本町の情報通信基盤はこれまでぜい弱であったため、情報通信産業の事業を実施することが困難であったが、民間事業者により町内の光ファイバ未整備地域へ通信ケーブルが設置されるため、情報通信産業の起業化の促進、サテライトオフィス等の施設整備や農林水産業・観光分野へのICT技術の活用といった取組が必要となっている。

⑨ 観光・レクリエーション

本町のこれまでの観光は、海水浴、海釣り、キャンプなどグリーンシーズンが中心であり、宿泊施設も天然豊浦温泉しおさいのほかは民宿が数軒となっており、令和元年度観光客入込数は約 41 万人と、増加傾向ではあるが周辺地域と比べると少ない状況となっている。

こうした中、地域密着型の観光を進められるよう一次産業の体験を前面に押し出し、近隣エリアで宿泊される団体の誘致を図らなければならない。

また、町内にはサケの遡上が見られる全国でも珍しいインディアン水車公園のほか、本町のパノラマが楽しめ、高速道路からも直接アクセスできる噴火湾展望公園、緑豊かな森の中で様々な野外活動が魅力の森林公園など多様な公園が点在しており、こうした施設の利用を促進するための新たな体験プログラムの造成について、関係団体などと連携した取組が必要となっている。

さらに、現在候補法人となっている地域DMOに関しても登録法人を目指し、自然・文化・歴史・食・産業などの地域観光資源を総合的に活かし、地域経済の活性化・文化の向上を図らなければならない。

(2)その対策

① 農業

・ 関係機関と連帯を密にし、国・道の事業等を活用した農業・農村の振興を図る。

・ 地域に適した集約的な農産物の導入、土地生産性の向上、作物の団地化、酪農ヘルパーの推進を図る。

・ 農業経営者における後継者不足を解消するため、令和元年度に整備された地域産業連携拠点施設を活用し、新規就農者の受け入れ強化を図る。

・ 水田の計画的生産振興を目的とした「豊浦町水田機械利用組合」や、農業研修生の指導を担う「企業組合豊浦農業親方ネットワーク」と連携し、既存農家の抱える課題の解決や新規就農者の受け入れ体制の強化を図る。

・ 持続的・安定的にいちご苗を供給するために、地域ブランド体制強化事業を実施し、「豊浦いちご」ブランドの産地維持・振興を図る。

・ 土地改良事業を実施し、農地の生産性の向上、用排水施設等の基盤整備を推進する。

・ 農作物の収穫量を増やすため、地域内で生まれる「海の恵み」や「消化液」などの有機肥料を活用し、肥料コストの低減や有機的な安全・安心な農作物の提供と付加価値向上等による地域循環型の持続可能な農業の確立を目指す。

・ 鳥獣による農作業被害を防止するため、猟友会による有害鳥獣駆除に対して補助を行うほか、くくりわなや箱わな等の捕獲器具を購入し、農業者へ貸出を行うとともに、電牧柵や防護ネットを農地周りに設置することにより、有害鳥獣の農地侵入防止を図る。また、年 2 回程度、エゾシカ一斉捕獲を実施することにより、猟友会員の銃猟技術向上を図り、捕獲数の増加を目指す。

② 林業

・ 人工造林を奨励し、森林環境保全整備事業の推進による町有林、民有林の整備を図る。

・ 令和元年度より交付が開始された森林環境譲与税を活用し、本町の新たな森林整備を効果的に進めるための森林GISを導入し、未整備人工林の現況把握を進めるとともに、市町村単独の森林整備事業を創設する他、本町の森林整備面積の増加を図る。

③ 水産業

・ 漁業経営者における後継者不足を解消するため、後継者の育成を推進する。

・ ウニ種苗放流、アワビ種苗放流、マツカワ種苗放流等を実施し、沿岸域の水産資源の増大策を推進

する。
・ 海藻が不足する磯場の岩礁研磨、海藻の移設、資源量調査等の磯焼け対策を、漁業者や水産関係機関等と協力しながら継続して実施することで、環境と調和した水産資源の保全を推進する。
・ ホタテ養殖漁業の安定化を目指して、ホタテ養殖等から発生する漁業系廃棄物の適正処理のための施設整備や減量化の取組を推進する。
・ 漁港施設の長寿命化のために計画的な補修整備を推進する。
・ 近年生じているホタテ斃死対策の一環として、他地区から移入したホタテ稚貝の育成試験と本町に適した稚貝の選定を行い、生産の安定化とブランド化を図るホタテアイヌブランド化事業を推進する。

④ 地場産業の振興
・「特産品の販売力強化・豊浦ブランドの商品開発・集客力の向上と滞在者の増加」を推進する地場産業振興の拠点として、「地場産物販売加工施設（すいしゃ）」「道の駅とようら」「天然豊浦温泉しおさい」の 3 施設の活用・相互連携を図り、一年を通して基幹地場産業である水産業・農業の地場産物の販売や本町産品の知名度・ブランド力強化を推進する。
・ 中小企業・小規模企業の経営基盤が強固となるよう、新分野への進出を行う企業への経済的支援を推進する。

⑤ 企業誘致
・ 町内における企業立地を促進するため、町内に事業場を新設する者に対し、奨励金を交付する支援措置を行い、本町の地域経済の活性化を推進する。

⑥ 起業の促進
・ 地域の活性化・地域課題解決を促すため、新たに起業する者への経済的支援を図る。
・ 様々な企業の交流の場での人脈の拡大等を目的に、アイデア創出機会・労働者の定着率向上のための人材交流活動を実施する。
・ 人材不足等を補い安定的な雇用の確保のため、「町内及び移住者への新規雇用の創出」、「Uターン・Ｉターン者の雇用及び定住促進」等の事業を実施する。

⑦ 商業
・ 商業振興とまちづくりの中核事業として、豊浦本町地区の商店街活性化整備を図る。
・ 消費購買力の流出を軽減するため、行政連携ポイント事業等を推進する。
・ 食の安全・安心やブランド化を推進し、地元産品を活用した特産品の開発を支援する。
・ 商工会事業への補助金交付により、地元商店における消費の喚起、町外への消費購買力の流出抑制を図る。

⑧ 情報通信産業
・ 情報基盤の整備により、情報通信産業のオフィス設置が可能となることから、サテライトオフィス等の施設整備を図りながら、企業の新規参入を促進する支援を行う。

⑨ 観光・レクリエーション
・ 海、川、森林の自然を活かした公共、民間、それぞれの観光レクリエーション施設整備を推進する。
・ ＤＭＯ法人登録を支援し、観光客の受け入れ環境の整備を推進し、豊かな自然環境を活かして、観光客の来訪及び滞在を促進する。
・ 新たな体験・滞在プログラムの造成・販売に取り組み、雇用の創出や観光人材を育成し、地域の活性化を図る。

・ JR小幌駅を町が維持管理することにより存続し、鉄道、遺跡、釣りファンの足の確保と、ジオパークである小幌地区の観光資源(岩屋洞窟、小幌海岸等)との連携により、地域観光の振興を図る。
・ 住民有志による団体等が企画する、まちの賑わいの創出に寄与する活動を支援する。
・ 北海道登別洞爺広域観光圏による周辺観光地と連携した滞在型観光ルートの形成を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	新規就農者等招致育成事業	町	
		中山間地域等直接支払交付金事業	町	
		地域ブランド体制強化事業	農協	
		公共牧場広域利用事業	農協	
		乳牛検定推進対策事業	農協	
		家畜共進会事業	農協	
		多面的機能支払交付金事業	地域組織	
		肉牛経営安定対策事業	農協	
		地域産業連携施設運営事業	町	
		地域産業連携施設整備事業	町	
		道営土地改良事業	道	
		地域循環型持続的営農支援事業	農協	
		農業鳥獣被害防止対策事業	農協	
		施設園芸型環境改善整備事業	農協	
		農業協働化支援事業	地域組織	
		農作業効率向上支援事業	農協	
		養豚飼養環境改善整備事業	農協	
		牛舎環境改善整備事業	農協	
	林業	豊かな森づくり推進事業	町	
		森林保護事業	森林組合	
		町有林整備事業	町	
		鳥獣被害防止対策事業	町	
	水産業	救難所運営事業	漁協	
		ホタテアイヌブランド化業務	漁協	
		水産資源保全事業	漁協	
		漁業系廃棄物処理施設管理運営業務	漁協	
		ホタテ養殖カゴ洗浄廃水処理施設管理運営業務	漁協	
	(2)漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業	道	
	(6)起業の促進	起業化促進事業	町	

	(7)商業 その他	まちなみ整備事業 商工振興事業 商店街近代化事業	町 商工会 商店街協同組合	
	(9)観光又は ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ	豊浦町お祭り事業補助金 しおさい改修事業 小幌駅維持管理事業 観光振興事業 ふるさとドーム改修事業	実施委員会 町 町 町 町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	酪農ヘルパー利用促進事業 ・事業内容 休みが取れない酪農家に代り作業を行う。 ・事業効果 酪農家の肉体的・精神的なゆとりが持て、生活環境の向上が図られる。	農協	将来的な事業効果あり
		畜産担い手育成総合整備事業 ・事業内容 草地更新整備支援 ・事業効果 国際化に対応した自給飼料の低コスト生産し生産性の高い畜産経営の育成及び安定化。	農協	将来的な事業効果あり
	商工業・ 6次産業化	豊浦町行政連携ポイント付与事業 ・事業内容 行政事業等の参加者に、ポイントを付与し、そのポイントは町内で買い物をする時に使用してもらう。 ・事業効果 本町地域内での消費活動を循環	商工会	将来的な事業効果あり
		とようら住宅リフォーム券事業 ・事業内容 町内の小規模事業者への受注を促し、関連物資の調達による消費を促進させ経済の活性化を目的にする。 ・事業効果 町民の皆様が安心して住み続ける住まいづくり及び居住環境の向上、人口流失の防止。	商工会	将来的な事業効果あり

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備　考
豊浦町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和３年４月１日 ～令和８年３月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）（3）のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業系施設については、第一次産業にとって必要不可欠な施設であるが、施設の維持費用が年々嵩んでいる。今後は、長寿命化を図りながら、町の状況に応じた統廃合や再配置及び維持費用の負担の在り方についても検討し、地域産業の拠点施設として、安全性や利便性を図る。

また、豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 電気通信施設等情報化のための施設

近年のめまぐるしい社会情勢の変化の中で、行政の効率化を図るため、イントラネット整備を行い、役場庁舎と出先機関との情報の迅速化を図る。また、災害発生時等における住民への円滑な情報伝達の確立は、人命財産の保護を図る上から極めて重要であり、平成26年度に沿岸地域に防災行政無線(同報系)を整備したところである。

本町山間部等の携帯電話等情報通信網のエリア外地域の多くは、冬期間の道路状況等の情報伝達も不便な地区である。また、これらの地区は農業が盛んな地区であるが、農作業等における不慮の事故が起きた場合等に備え、緊急連絡手段としての携帯電話の不感エリア解消のため、基地局等の整備を促進する必要がある。

また、テレビジョン放送については災害時等の停電時においても放送の長期化が図れるよう、設備機器の予備電源の強靭化等の整備を行う必要がある。

② その他（きめ細やかな情報発信及び革新的な技術の活用）

町民の多様化するニーズに合わせた情報通信サービスの向上に取り組む必要がある。また、各地域の市街地などで民間事業者により情報通信基盤が整備されているものの、一部地区では整備されておらず、これらの解消が求められている。よって、地域のさらなる発展と課題解決を目指していくためにも、情報通信基盤を構築することが必要である。

さらに、その情報通信基盤を活用した革新的技術により、農林業・医療・教育等の分野が持続的に発展していく手法として有効である。

(2) その対策

① 電気通信施設等情報化のための施設

・ 本町は、内浦湾の最奥部に位置し、水量変化の著しい河川、山間部の豪雪地帯などを抱え、津波、風水害、崖崩れ、豪雪等の災害の発生が予想される立地環境となっているので、防災行政無線等の情報伝達システムを導入し、災害の予防と災害発生時の住民避難等、生命、財産の保護を図るとともに産業、生活情報伝達の迅速化を促進する。

・ テレビジョン放送や携帯電話等の情報通信網の難視聴地域解消維持や耐災害強化を図る。

② その他（きめ細やかな情報発信及び革新的な技術の活用）

・ 地域の活性化のためには、きめ細やかな情報の提供が重要となっていることから、町ホームページのほか、SNS等の内容の充実に努める。

・ 光ファイバ未整備地区域の全区域について、民間通信事業者による情報基盤整備を実施し、情報通信技術の利用機会の格差是正を図る。

・ 伊達市・洞爺湖町・壮瞥町と本町を含めた1市3町でコミュニティFM放送局の運営に努め、緊急時・災害時の情報伝達の多様化を図る。

・ 地域産業、自然環境、伝統文化、地域住民の暮らし等への恩恵や影響を十分考慮し、革新的技術の活用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	難視聴地域解消施設整備事業 豊浦テレビ中継放送所機器更新事業	町 町	
	その他の情報化のための施設	光ファイバ整備事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域コミュニティFM放送局整備事業 管理運営業務 ・事業内容 災害が発生したときの情報伝達手段。平常時は地域に密着した情報の提供。 ・事業効果 地域に密着した情報発信によるまちづくりの推進。	町	将来的な事業効果あり

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路・橋りょう・農道・林道

本町の道路網は、国道37号を基軸とし、道道8路線が山間地域の集落及び市街地を結ぶ基幹交通網を形成し、産業振興及び教育文化等、住民生活に欠くことのできない重要な役割を担っている。

また、生活道路としての町道は実に359kmにおよび、各要所にはりめぐらされており、利便性を有している。

一方、道路の整備状況については、国道は早くから舗装が整備されているが、国道37号の洞爺湖町管内のチャス隧道及びクリア隧道は老朽化により、頻繁に補修工事を行っているため改良が急務となっている。

道道については、改良率 86.8%、舗装率 86.7%となっており、逐次整備は進められているが、未整備箇所の通行には依然として交通安全等の面からも問題があり、早急な整備の促進が望まれている。

町道については、幹線道路を中心に計画的整備がなされているが、道路の総延長が長いこともあって改良率34.0%、舗装率31.1%と低く、その整備が急がれている。また、本町は降雪量も多く、スクールバスの通行路にもなっているなど、迅速な除雪対応が求められている。

農道、林道、漁港関連道などの産業関連道路については、地域的、広域的なものそれぞれに整備が進められているが、産業振興と地域の発展の面からもその整備の促進が強く望まれている。

本町が管理する橋りょうは現在66橋あり、1971年以降に架設された橋りょうが全体の82%と比較的新しい橋りょうが多くを占めている。しかし、現時点で建設後50年以上を経過した橋りょうは 18%と比較的少ないが、20 年後には 71%、30年後には 94%と急速に増大していくため、将来にわたり安全・安心な交通を確保するために適切な補修・更新等の対応が求められる。

除雪機械については長期間使用続けている機械の割合が高く。老朽化が進んでいる。除雪は、冬期間の生活道路の交通確保に欠かせないため、老朽化に伴う除雪作業に影響する故障等のリスク防ぐ必要がある。

② 公共交通

本町の輸送体系は、公的輸送機関としてのJR室蘭本線、道南バス、町営バス、コミュニティバスが運行されており、住民の足として欠くことのできない重要な役割を果たしている。

JR室蘭本線は、通勤・通学に利用されているが、通行時間、回数等に難があり利便性に欠くところが多い。

道南バスについては、山間地域への路線が廃止となり、現状では 1 路線のみの運行となっているため、山間地域へ連絡する公共交通は町営バスのみとなっており、今後とも充実したダイヤ編成により、バス事業の推進を図っていく必要がある。

コミュニティバスについては、平成30年度から運行し、令和3年度から礼文華・大岸コースを週1日から週5日に変更した。今後も、利用料金の検討、運行本数や乗り継ぎ利便性などのサービス水準の維持に配慮した運行をする必要がある。

(2) その対策

① 道路・橋りょう・農道・林道

・ 国道37号の隧道の改良について、物流及び生活道路や避難道路としての安全確保と機能確保が必要であるため、近隣市町と連携し、強く要望する。

・ 本町には、道道8路線あり、生活路線としての安全性と利便性の向上、交流人口の増加に伴う地域活性化等それぞれ農業生産物等の物流やライフラインとして重要な役割を担っているので、改良舗装・歩道設置等の整備促進を要望する。

・ 生活道路として利用度の高い町道の改良・舗装の整備を図る。
・ 冬期間における町道の通行を確保し、豪雪等の異常気象時に備えるために、適切な除排雪や除雪機械の計画的な更新などを推進し、安全で円滑な通行の確保を図る。
・ 産業関連道路の整備は、生産、出荷等の作業を効率化し、加えて地域の発展と生活環境にも良好な効果が期待されるものであるので、その整備促進を要望する。
・ 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき予防保全的に補修を行うことで、橋梁の長寿命化及び補修にかかるコストの縮減を図る。

② 公共交通
・ 山間地域と市街地との輸送体系の整備に努め、町営バスの運行充実を図る。
・ コミュニティバスは、通院・買い物などの日常生活に不可欠な生活交通であるため、実情に合わせた適切な輸送サービスの在り方を検討し、その改善に努める。

(3)計画
事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	大岸地区道路改良事業	町	
		町道舗装補修事業	町	
		建設機械購入事業	町	
		交通安全対策事業	町	
	橋りょう			
		橋梁補修事業	町	
	(3)林道			
		林業専用道桜西川線開設事業	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業 ・事業内容 町民の移動手段の確保。 ・事業効果 移動手段がない町民の日常生活の維持や社会参加の促進。	町	将来的な事業効果あり

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合
豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

本町の水道施設は、簡易水道を豊浦、大岸、礼文華及び大和地区で実施しており、その普及率は令和2年度末99.3%となっている。

しかし、水道施設及び配水管の老朽化が進み機器の故障や漏水事故等が増加していることから、計画的な更新整備が求められている。

② 下水処理施設

本町市街地の特定環境保全公共下水道事業は、平成3年に供用開始され令和2年度末では人口普及率99.7%に達している。水洗化率に関しては86.3%となっているが、町全体で見ると平成13年度から供用を開始している農業集落排水事業、平成16年度から実施している合併処理浄化槽を含め、令和2年度末の水洗化率が76.5%と低い状況である。

水質汚染等が問題となっている昨今、合併処理浄化槽の設置等により人口普及率及び水洗化率100%を目指し、海、川などの自然環境の保全と良好な生活環境を維持する必要がある。

また、施設及び汚水管等の適切な維持管理のもと、計画的な整備、更新により快適で安全な生活環境の整備が求められている。

③ 廃棄物処理施設

本町の一般廃棄物処理については、西いぶり広域連合により一般廃棄物処理施設が整備され稼動しているが、廃棄物の減量化対策体制の確立が必要である。

今後は、老朽化に伴い、新中間処理施設を整備中であり、具体的な方向性として、公害防止計画に基づく対策・環境負荷の低減を行い、ライフサイクルコストの削減・運転の安全性や継続性が高く、災害時における処理対応・ハザードマップへの対応等が必要になる。そのため、安心・安全に配慮し、経済性に優れ、地球環境の保全に貢献する施設更新が求められている。

④ 消防施設

当町の消防組織は、一部事務組合である西胆振行政事務組合の組織内にあって、平成14年度に国道37号沿いに豊浦支署を移転させ、1支署3分団で組織され、消防吏員15名、消防団員85名で構成されている。

消防装備としては、ポンプ自動車1台、水槽付ポンプ自動車1台、水槽車1台、積載車3台、小型動力ポンプ7台、救急車1台、それに消火栓62基、防火水槽47基の水利を備えている。

予防消防活動の推進、救急救命等の高度化と防火意識の高揚に努めるとともに有事に際しての消火機能を高めるため、施設等の整備及び充実を図ることが必要となっている。

⑤ 公営住宅

公営住宅等長寿命化計画により建替、改修、維持管理を行ってきた公営住宅も、社会情勢の変化や新たな課題に対応するために新たな目標設定が必要となり、令和3年度に公営住宅等長寿命化計画の改定を行った。老朽化等により使用不可としている住宅の除却、ニーズに対応しきれていない住宅の改修、需要変化に対応した整備を行い、適正戸数の管理とセーフティーネットとしての役割を維持する必要がある。

(2) その対策

① 水道施設

・ 簡易水道整備は、平成28年度に現在ある4つの簡易水道事業を一本化する統合認可変更を取得

し、平成29年度から更新事業の実施を引き続き図る。

・ 平成30年度には、施設・設備投資の見通しである「投資試算」と、今後の財源の見通しである「財源試算」を均衡させた計画である「投資・財政計画」を中心とした「経営戦略」を策定し、維持管理・漏水事故の防止や耐震化を図っていく上で、国庫補助・起債を主な財源とした計画的な更新事業の実施を引き続き図る。

② 下水処理施設

・ 公共下水道整備は、平成28年度に施設の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う料金収入の減少等の中長期的な改善のため「経営戦略」を策定し、水洗化の促進・更新事業の実施並びに維持管理費の削減を引き続き図る。

③ 廃棄物処理施設

・ 一般廃棄物処理施設については、適正な処理継続と経済性の面から、令和6年10月稼働を目指して、新中間処理施設を引き続き整備していく。

④ 消防施設

・ 消火機能の充実を目指して、消防施設等の整備促進を図る。

⑤ 公営住宅

・ 安心して暮らすことができる住環境を作るため、管理戸数の適正化と良好な公営住宅ストックの形成を図る。

(3)計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備更新事業	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	町	
	その他	合併浄化槽設置事業	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	新中間処理施設建設事業	町・広域連合	
		旧中間処理施設解体事業	町・広域連合	
	(5)消防施設	特殊消防車(搬送車)更新事業	消防	
		特殊消防車(連絡車)更新整備事業	消防	
		水槽付消防ポンプ自動車購入事業	消防	
	(6)公営住宅	公営住宅ストック総合改善事業	町	

	(7)過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	廃屋等解体撤去事業補助金交付事業 ・事業内容 老朽化した廃屋等の解体撤去費の補助。 ・事業効果 危険家屋の撤去により、より良い景観の形成と生活環境の整備が図られる。	町	将来的な事業効果あり
	その他	廃棄物広域処理事業 ・事業内容 一般廃棄物の内、燃やせるごみ等を西いぶり広域連合へ運搬し、適正な処理・処分を行う。 ・事業効果 廃棄物の安全で効果的な処理・資源化	町	将来的な事業効果あり
		資源ゴミ分別回収助成事業 ・事業内容 雑誌類等の資源ごみ回収の助成金交付 ・事業効果 リサイクル意識の高まり、資源ごみの団体回収量の増加により、ごみ減量化	町	将来的な事業効果あり
		古紙回収助成事業 ・事業内容 古紙回収を実施した団体に対し助成金交付 ・事業効果 森林資源の持続可能な利用・廃棄物減量化に貢献	町	将来的な事業効果あり
	(8)その他	公共下水道事業地方公営企業法適用支援事業 簡易水道事業地方公営企業法適用支援事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）現況と問題点

① 児童福祉

本町の出生数は年々減少しており、平成27年度は25人、令和2年度には16人となっている。また、保護者のメンタルや経済面、相談・支援者がいない等、様々な問題を抱える家庭がある。このことから、子育て相談、乳幼児健診等による育児支援、不妊治療が必要となる子どもを希望する家庭に対しての経済的支援が必要である。

本町における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく、子育て環境の整備が求められており、令和2年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図る必要がある。

また、平成27年4月に施行された、「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートし、少子高齢化による就労形態の多様化により、仕事と子育ての両立ができる子育て環境の整備が求められ、本町においても子育てに対する保護者の意識の変化により保育ニーズが高まっている。

よって、延長保育・子育て支援センター等の子育て支援体制の充実による組織活動の活発化と地域内の互助意識の高揚を促し、児童の健やかな成長を図るため、平成26年度に幼児教育の総合施設として、私立の「認定こども園」が開園し、幼保一体的なサービスの提供を開始した。

さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要がある。

② 高齢者・障がい者・その他の福祉

本町の高齢者福祉について、本町の令和2年10月1日時点の総人口 3,806 人に対する高齢者は1,435 人で、高齢化率が37.7%となり、国の平均28.7%を大きく上回っている。今後、令和7年には、高齢化率が39.9%になると推計されており、認知症高齢者の急激な増加も見込まれる中で、更なる少子高齢化社会を迎えることとなる。高齢者の独居割合が増えていることから、認知症や体調不良などに対しても家族や地域の人の気づきが乏しく、健康トラブルや孤独死など単身高齢者によくある事態に陥ってしまう可能性も高くなることが想定されることから、高齢者の社会的孤立の防止に対する取り組みが課題となっている。そのためには地元住民主体の地域活動の推進と、地域を支える担い手の確保が必要である。

また、在宅で介護を行う世帯に対しては、介護者が働きながら介護を継続できるよう、効率よく介護サービスを利用できる体制づくりが課題となっている。

本町の障がい者、障がい児福祉については、今後も住み慣れた地域で暮らし続けたいという要望が多くあることがわかり、近隣自治体を含む生活圏域内において障がい福祉サービス事業所等の資源に限りがあることから、圏域内で生活をし続けることができるのかといった将来に不安を感じている方がいることから、必要な障がい福祉サービスの整備が課題となってる。

その他に、災害時に高齢者、障がい者を含む要援護者の防災時の支援体制については、災害時に援護を行う対象者のリストを整備し、定期的に更新を行う災害時要援護者リストおよび要援護者マップの整備や、要援護者に配慮した避難所の整備が不十分であるといった課題がある。

③ 健康づくり

平成29年度の全死亡数は81人であるが、そのうち「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」の三大死因が39人で、全体の 48.1%を占めている。平成27年度以降のがん検診受診率は 10～20%代で年々減少しており、特定健診受診率は40%前後で推移している。このことから、悪性新生物や循環器

疾患等の早期発見・治療が遅れ、重症化する可能性がある。また、毎年新規人工透析導入者がいることから、腎症の重症化予防により力を入れる必要がある。

(2)その対策

① 児童福祉

・ 児童、母子福祉の向上をめざして保育施設の更なる充実を図る。

・ 幼児教育・保育の無償化にあわせて行う保育費用の独自軽減の実施により、保護者の経済負担を軽減する。

・ 町内の小中学校に通学する児童の保護者を対象に、給食費の一部を助成し、保護者の負担軽減を図る。

・ 町内に住所を有し、定期券等を利用して通学する高校生またはその保護者に対し、購入した定期券等の一部を補助し、子育て世代の負担軽減を図る。

・ 高校終了前までを対象に、入院・通院費の自己負担額の全額を助成し、子育て支援の推進を図る。

② 高齢者・障がい者・その他の福祉

・ 高齢者の健康づくり、介護予防を目的として、健康に対する意識の啓発を行う健康教育の実施や、一人ひとりが日頃から健康への意識を高め、正しい生活習慣を身に付けるよう個別の健康指導の実施により、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続できるよう、健康づくりを支援する。

・ 高齢者の社会参加を促進することを目的とした地域サロン等の通いの場を整備する。

・ 介護予防に取り組む住民を支援することを目的とした住民主体型介護サービス実施の制度構築と充実化、介護予防に取り組む健康体操等を実施する住民団体への運営を支援する。

・ 住み慣れた暮らしを続けるため、要介護認定者のニーズに応じた各居宅介護サービスや施設介護サービスの体制整備を目的とし、介護保険事業を推進する。

・ 地域包括支援センターを中心に、医療機関や社会福祉協議会、関係機関、地域住民全体で介護予防を実施する地域包括ケアシステムを推進する。

・ 認知症施策推進大綱等を踏まえ、認知症地域推進支援員や認知症初期集中支援チーム（チームオレンジ）の活動による認知症家族の支援と地域の見守り体制を構築、強化する。

・ 要介護者の在宅生活の継続を支援するため、通院等の移動を支援する高齢者移送サービスや、配食サービス、介護に必要な紙おむつ等の介護用品を支給する家族介護用品支給事業を実施する。

・ 障がい福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等の要望により、必要に応じて施設整備等に支援を行うことで、障がい者、障がい児のサービス提供体制の確保を実施する。

・ バリアフリー化による障がい者のノーマライゼーションを目的とした公共施設の整備を実施する。

・ 障がい者の活躍の場の創出を目的として、関係機関との協議による農福連携等の推進を実施する。

・ 災害時の支援体制構築を目的として、介護保険認定のある独居および高齢者夫婦のみの世帯や、各障害福祉手帳の有無等の条件により抽出した障がい者、障がい児等の要援護者を一元的に管理、リスト化した要援護者リストを整備する。

・ 要援護者の避難先となる福祉避難所の必要機能確保を目的とした施設整備を実施する。

③ 健康づくり

・ 疾病の発症や重症化予防のため、インフルエンザ等の予防接種の案内、接種費用の助成を行う。

・ 3 大死因等である病気を早期発見し、早期治療に繋げることを目指し、がん検診等の各種健診を電話や通知文書により受診勧奨すると共に、受診しやすい環境づくりを推進していく。

・ 妊婦健診については、妊娠中心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えるため健診費用を助成する。産後についても産後うつの予防等を図るため、健康検査に要する費用を負担することにより、妊産婦の経済的負担と精神的不安を軽減し、安心・安全な出産に繋げる。

・ 生活習慣病予防対策としては、関係機関との連携を基調とした保健師活動を重点とし、各種健診（検診）受診率の向上、保健指導等を推進する。

(3)計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設その他	福祉避難所整備事業	町	
		総合保健福祉施設自立分散型エネルギー設備等導入事業	町	
	(5)障害者福祉施設障害者支援施設	障害者入所施設建設費用補助事業	社会福祉法人	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業児童福祉	乳幼児等及びひとり親家庭等医療給付事業 ・事業内容 高校生以下の医療費の本人負担を無料 ・事業効果 子育て世代の家計の負担軽減。	町	将来的な事業効果あり
		学校給食費負担軽減給付事業 ・事業内容 給食費補助 ・事業効果 子育て世代の家計の負担軽減	町	将来的な事業効果あり
		子どものための教育・保育給付費事業 ・事業内容 町が給付する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担。 ・事業効果 子育て世代の家計の経済的負担軽減	町	将来的な事業効果あり
		通学費補助事業 ・事業内容 高校通学者世帯への交通費の補助 ・事業効果 子育て世代の家計の負担軽減	町	将来的な事業効果あり

		放課後児童健全育成委託事業 ・事業内容 放課後児童が安心して生活できる居場所確保 ・事業効果 昼間保護者のいない家庭の児童の育成及び指導	町	将来的な事業効果あり
		認可外保育施設等利用助成金支給事業 ・事業内容 認可保育施設に入所できず、やむを得ず認可外保育施設等に入所している児童の保護者に対し利用料を助成 ・事業効果 児童の保育に要する経費負担を軽減し、待機児童の発生抑止及び解消	町	将来的な事業効果あり
	高齢者・障害者福祉	配食サービス事業助成金 ・事業内容 買い物や調理ができない一人暮らしや高齢者への配食サービスの助成 ・事業効果 独居老人や寝たきり老人に対し定期的に配食することで生活の質の向上	町	将来的な事業効果あり
		除雪サービス事業助成事業 ・事業内容 除雪サービス事業を実施する事業者に対して助成金を交付 ・事業効果 病弱等で除雪が困難な高齢者世帯の除雪支援、高齢者の安否確認	町	将来的な事業効果あり
		自治会敬老会等事業助成金事業 ・事業内容 敬老会等の開催に対し助成金交付 ・事業効果 高齢者が生活の向上に努める意欲を促し、地域で生き生きと暮せる。	町	将来的な事業効果あり
		高齢者等移送サービス事業 ・事業内容 公共交通機関を利用することが困難	町	将来的な事業効果あり

		な高齢者等に対して移動手段を提供 ・事業効果 高齢者等の福祉の増進		
		老人福祉事業 ・事業内容 高齢者クラブ連合会等への支援、高齢者緊急通報システムの設置 ・事業内容 住み慣れたまちで、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続し支援を行う	町	将来的な事業効果あり
		老人福祉施設措置事業 ・事業内容 環境や経済的理由で在宅生活が困難な方が対象とし、老人福祉施設に入所される方の措置費を負担する ・事業効果 自立した日常生活を送り、社会復帰ができる	町	将来的な事業効果あり
		地域生活支援事業 ・事業内容 障がい者等に対し地域の特性や利用者の状況に応じた事業を計画的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図る ・事業効果 障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現。	町	将来的な事業効果あり
		身体障がい者補装具給付事業 ・事業内容 補装具の購入または修理に必要な費用の一定額の補助 ・事業効果 身体障がい者の職業や日常生活の能率向上。	町	将来的な事業効果あり
		介護保険事業 ・事業内容 適切な介護サービスを提供するとともに、介護予防の取組によりできるだけ	町	将来的な事業効果あり

		長く健康的な生活を送るための支援を行う。 ・事業効果 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける。		
		心身障害者支援費事業 ・事業内容 利用者の状況に応じて適切な障害福祉サービスを提供することで、障がい者等の生活を支援する。 ・事業効果 自立した日常生活を営むことができる	町	将来的な事業効果あり
	健康づくり	妊産婦健康診査事業 ・事業内容 妊産婦健康診査の一層の徹底を図るため、健康診査に要する費用を負担 ・事業効果 経済的負担と精神的不安を軽減し、安心・安全な出産に繋げる。	町	将来的な事業効果あり
		住民検診事業 ・事業内容 病気を早期発見、早期治療に繋げるため受診しやすい環境づくりを推進 ・事業効果 3大死因等の病気を早期発見、早期治療	町	将来的な事業効果あり
		予防接種事業 ・事業内容 インフルエンザ等の予防接種の案内、接種費用の助成 ・事業効果 疾病の発症や重症化予防	町	将来的な事業効果あり
		不妊治療費助成事業 ・事業内容 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療および診察等に要する費用の一部助成 ・事業効果 経済的負担の軽減、少子化対策の推	町	将来的な事業効果あり

	その他	進 福祉灯油給付事業 ・事業内容 一定水準以下の低所得者世帯に対し冬期採暖に必要な灯油等を支給 ・事業効果 一定水準以下の低所得者世帯の経済的負担を軽減	町	将来的な事業効果あり

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていくが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、当面は、適正な保守により施設機能を長期間維持できるよう管理する。

また、豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

（1）現況と問題点

本町の医療施設としては、町立の国民健康保険病院のほか歯科医院が1ケ所あるが、いずれも市街地にあり、山間部地域は無医地域となっている。

医療の確保については、地域医療体制の確立を目指して、その中核施設である国民健康保険病院の医療体制の充実を進める必要があり、平成10年度に改築が完了した病院施設については、20年以上が経過し計画的な維持改修が必要となる。また、各医療機械備品等の耐用年数も経過しており、今後の診療にも支障をきたす恐れもあることから、計画的に更新し整備する必要がある。また、国民健康保険病院では医療従事者が不足しており、確保充実する必要がある。

（2）その対策

・ 町民が医療を受けるための体制の充実を図るため、病院より遠隔にある大岸地区及び礼文華地区に診療所を開設するとともに、通院が困難な在宅患者宅への訪問診療及び民間訪問看護ステーションとの連携による訪問看護を実施していく。

・ 土日祝日、時間外の患者受け入れとして、救急告示病院の指定を受け、町内唯一の町民に寄り添った病院運営体制を図っている。

・ 病院施設も築20年を超え、老朽化も進んでいることから施設計画を策定し、計画的な施設改修及び各医療機械備品の計画的更新等の環境整備を図る。

・ 医師、看護師等医療従事者が不足していることからも、従来の募集方法以外にも民間派遣会社、紹介会社等の活用を図る。

(3)計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院	医療機械備品等整備事業 国保病院職員住宅改修事業 国保病院施設改修事業 国民健康保険病院長寿命化改修事業 国民健康保険病院自立分散型エネルギー設備等導入事業	町 町 町 町 町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	医師確保対策事業 ・事業内容 医師の週休日等に日・当直医を派遣してもらう。 ・事業効果 常勤医の過重労働の解消。	町	将来的な事業効果あり

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

今後の人口推移、患者動向を考慮しながら、施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていく。

また、豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要と

なる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

（1）現況と問題点

① 義務教育

本町の教育は、豊浦町教育目標を柱に学校教育目標及び社会教育目標を基礎とし、更に細部にわたる推進の目標を定め、教育の振興を図っている。

学校教育について、令和3年4月1日現在の当町の学校編成は、小学校3校、16学級、児童数142名、中学校1校、5学級、生徒数60名となっており、少子化の影響や過疎化による人口の減少に伴い、児童・生徒数が減少している。

近年、若い世代を中心に都市部から農山漁村への移住しようとする「田園回帰」の潮流も高まっていることから、地域住民と一体となって、都市部等の子どもたちが豊かな自然環境を生かした体験や、素朴な暮らしをおくる取組などを通して、過疎地域への新たな人の流れを創出する必要がある。

また、学校教育が地域の人材育成に果たす役割として、学校の存在が地域の歴史・文化の形成や地域社会の持続可能性の向上に果たす役割を積極的に評価し、学校と地域との関係を深めるなど、その存在価値を高めることも必要である。

さらに、過疎地域ならではの小規模校として一人一人の学びをサポートするとともに、過疎地域ならではの特性を積極的に生かして、新しい価値を創造する個性を持った人材や、コミュニティを支える人材等を地域ぐるみで育成することも必要である。

教育用パソコン、タブレット端末等は計画的に更新・整備を進め、近年の高度情報化により、情報端末や情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的・主体的に活用し、グローバル人材を育成する必要がある。また、教科書や動画等を大きく映し出すことにより授業をわかりやすくサポートする指導者用デジタル教科書を配備し、授業改善等を図っているが、学習者用デジタル教科書については、費用面のハードルがあり、一部の教科のみの配備となっている。

また、小・中学校においては、これからの国際社会に生きる人間として、国際交流などを積極的に行える資質・能力の基礎を養うことが必要であるため、英語教育と外国語活動の指導の充実を目的にALT（外国語指導助手）や学習支援員の配置により、英語教育に対する指導力の更なる向上が必要である。

さらに、小学校から中学校に進学する際に発生する中1ギャップ問題解消のため、小・中学校間の円滑な接続や相互の連携を一層促進し、小・中学校9年間を見通した一貫性のある発達段階を考慮した指導や学習指導を行う必要がある。

小・中学校、児童生徒数、学級及び教育施設の状況

区分 / 学校名	児童・生徒数			学級数			屋内運動場	プール	備考
	H21	H26	R3	H21	H26	R3			
豊浦小学校	167	132	116	7	9	9	有	有	
大岸小学校	16	9	14	4	4	3	有	有	
礼文華小学校	9	5	12	3	3	4	有	有	
小　計	192	146	142	14	16	16			
豊浦中学校	103	101	60	5	6	5	有	無	
小　計	103	101	60	5	6	5			
合　計	295	247	202	19	22	21			

② 生涯学習・スポーツ

本町の社会教育は豊浦町社会教育中期計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、多様化・高度化

する学習要求に対応し、発展過程を踏まえた生涯各期における主体的な学習活動の助長と、活動の場としての施設整備が図られてきた。そのひとつである町図書室では、小学3年生の生活科の授業における施設見学や、中学生の職場体験の受け入れを行い、子供たちにも親しみやすい環境づくりを進めることで利用促進を図ってきたが、利用者が固定化している傾向にあり、さらに幅広い世代に広めていく必要がある。

また、町民の学習ニーズの把握に努め、子供から高齢者まで各期の課題に応じた多様な学習機会の提供を進めているところではあるが、さらに工夫した学習内容・学習方法の推進が必要である。

住民の健康・体力づくり、地域の連帯と交流を進める上でスポーツ・レクリエーションの果たす役割は極めて重要であるが、昨今、個人の趣味趣向の多様化やスポーツ離れといったことが要因となり、スポーツ施設を利用した中でスポーツを楽しむ人口が減少している。

子供たちが健やかに成長していくためには、豊かな心の育成を図り、命の学習が大切であるため、本町の非核・平和の町宣言を踏まえ、被爆地である広島市を訪問することにより、戦争の悲惨さと命の尊さを学ぶことが重要であるとともに、町内の小学生が放課後に地域の中で安全安心な活動ができる環境が必要である。

③ 集会施設・体育施設

本町の社会教育施設は、中央公民館を中心にその他地域に設置されている集会場を活用し、社会教育の充実向上が図られている。住民の学習ニーズに対応した教育体制を整備するため施設設置の充実・各教育施設の有効利用、指導者の養成、関係団体の育成を図るとともに、生涯学習社会にふさわしい学習情報の提供、相談体制の確立など学習環境の整備を進める必要がある。

施設整備として、昭和48年建設の中央公民館は老朽化が激しいこと、耐震性が低いことにより早急な対策が必要となっている。災害時の避難施設、備蓄施設機能と図書室機能等を含めた一体的な検討が必要である。

ファミリースポーツセンター（町民グラウンド、町民テニスコート含む）、ふるさとドーム及び船見台スキー場等の体育施設は老朽化が激しい現状を踏まえ、施設の魅力を向上させる整備が必要である。

（2）その対策

① 義務教育

・過疎化が進んでいる地域の学校が、 都市部等の子どもたちを受け入れる取組などを通じて、学校教育の振興や地域の活性化を図ることを推進する。

・ 過疎地域ならではの小規模校として一人一人の学びをサポートするとともに、その特性を積極的に生かしながら、これまでの郷土愛を育む「ふるさと教育」に加えて、各学校独自の「特色ある教育」の充実を図り、新しい価値を創造する個性を持った人材や、コミュニティを支える人材等を地域ぐるみで育成する。

・ 授業の効率化や情報活用能力の育成を図るため、「一人一台タブレット」事業を推進し、教科書やノートを大きく映し出すことにより授業をわかりやすくサポートするデジタル教科書の配備やタブレット校務支援システムをより効率的に活用するため、全学校に無線LANを設置するなどICT環境の充実を図る。

・ 英語教育と外国語活動の指導の充実を目的に、ALT（外国語指導助手）や学習支援員の配置により、英語教育に対する指導力向上に図る。

・ 児童生徒の基礎学力の確実な定着を図るため、小・中学校間の円滑な接続や相互の連携を一層促進し、小・中学校 9 年間を見通した学習指導等を行い、児童生徒の学力向上を推進する。

・ 教育施設・設備については、各学校の維持補修及び校舎内外の整備、教職員住宅の維持補修を実施する。

・管理備品・振興備品・学校図書等については、それぞれ引き続き整備を進め、適切な学校管理に努

める。

② 生涯学習・スポーツ

・ ICT（情報通信技術）を活用し、多様化したニーズに対応した学習機会の提供を推進する。

・ 地域おこし協力隊を活用し、町外人材の投入を図り、特に若年層に利用してもらうよう、環境を整備し、利用率向上を図る。

・ 余暇の中でも学べる題材（DIY技術や家庭菜園など）を取り上げた講座を実施する。

・ 親子の触れ合いや町民同士の交流が図られるようなスポーツ教室や大会を実施する。

・ スポーツ施設以外で運動をしている方や町外のスポーツ施設を利用している方に対して、町内のスポーツ施設利用拡大の取組みを実施する。

・ 豊かな心の育成を図るためには、命の学習が大切であり、被爆地である広島市を訪問する修学旅行を実施する。

・ 町内の小学生に放課後の居場所を確保し、地域人材やICTを活用した体験活動を提供するために、「放課後子供教室」を実施する。

③ 集会施設・体育施設

・ 生涯学習に必要な環境を整えるために、障がい者に対応した整備や図書室の機能充実を図る。

・ 体育施設は使用目的が類似しており、老朽化が進んでいるため、利用状況を踏まえ、効率化を図った上で整備や新たな利活用に取り組んでいく。

(3)計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 教職員住宅	教職員住宅解体事業	町	
	給食施設	給食センター屋上防水改修事業		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	英語講師招聘事業 ・事業内容 ALT（外国語指導助手）による英語教育の指導 ・事業効果 英語教育と外国語活動の充実	町	将来的な事業効果あり
	生涯学習・スポーツ	非核・平和の町宣言に伴う教育関連事業 ・事業内容 豊浦中学校の修学旅行に参加する生徒及び教職員が、平和学習のため広島市を訪問することに対し、交付金を交付 ・事業効果	町	将来的な事業効果あり

		命の学習が大切であるため、被爆地である広島市を訪問することにより、戦争の悲惨さと命の尊さを学ぶ。 放課後子供教室開催事業 ・事業内容 地域人材やICTを活用したさまざまなプログラムを展開させる。 ・事業効果 町内の小学生が放課後に地域の中で安全安心な活動ができる環境ができる。 学校開放事業・スポーツ協会充実事業 ・事業内容 学校体育館の開放・維持、各団体の自主活動の促進 ・事業効果 地域スポーツ、生涯スポーツの振興 活動費助成事業 ・事業内容 本町の団体及び個人が、スポーツ（文化）活動においてその経費の全額又は一部を助成し、町民のスポーツ活動の普及発展に資することで、町民の豊かな生活の向上を図る。 ・事業効果 町民のスポーツ活動の普及と健康増進	町 町 町	将来的な事業効果あり 将来的な事業効果あり

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校教育施設は、長寿命化を前提としながらも、管理コストや児童数の推移を見ながら、今後の在り方を検討する。生涯学習施設については、老朽化の状況と利用者状況やニーズに応じて、長寿命化を柱に、建て替えや複合化等を検討する。

また、豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には12の集落があり、北部山間地域の農業地域にある6集落については、それぞれの集落が概ね30戸未満で各戸が散在し、集落を形成していない。市街地との距離は、最も遠い集落で約20kmとなっている。

道路整備の進展によって各集落から市街地まで、幹線道路となっている道道、町道を経由して20分以内で移動が可能なため、日常生活に不便はないが、洪水、豪雪等の災害時には交通が途絶する危険が大きくなっている。さらに、集落ごとにコミュニティが形成されているが、複雑化・多様化する地域課題解決に向けた活動などを行っている自治会の重要性は、高齢者や子どもの見守り、防犯、防災といった観点からも、今後ますます高まるものと想定されるが、少子高齢化を背景とした役員の固定化・担い手不足といった問題が顕在化している。

したがって、今後の自治会活動の担い手育成・確保を図る上から、集落の再編整備も重要な課題として取り組んでいく必要がある。

また、自治会や地域活動の核となる地域集会所は21施設あり、耐用年数を超えているなど老朽化しているものも見受けられ、今後の利活用について検討する必要がある。

(2) その対策

・ 地域コミュニティの維持・形成に資する自治会活動の運営を支援し、地域活動の推進と地域自治の振興を推進する。

・ 地域集会所においては、施設の利用率や人口構成の変化を踏まえ、施設維持のための改修等による延命化や集約化を推進していく。

(3)計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	豊浦町地域自治振興補助金事業 ・事業内容 自治会運営等の支援 ・事業効果 町内の自主活動推進、地域の自治振興助成	町	将来的な事業効果あり

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域集会所は、老朽化の状況と利用者状況やニーズに応じて、長寿命化を柱に、建て替えや複合化等を検討する。

また、豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町内に所蔵された文化財を活用した学習の場が少ないことから、本町の文化振興は、文化団体協議会が中心となって自主的な活動を進めているが、各所属団体の会員数が減少し、活動が停滞している団体もある。また、芸術に触れる機会として、児童生徒向けと一般町民向けの芸術鑑賞会を実施しているが、芸術文化に対する興味関心は広く定着していない。さらに、町が所蔵する文化財を活用した学習の機会として、町民への積極的な公開の場が必要である。

本町において受け継がれるアイヌ文化は、自然と共生し、自然の恵みを神と崇める中から生まれたものである。これまでも、豊浦アイヌ協会とともに、本町のアイヌ文化の復興や伝承を実施してきたが、国のアイヌ政策に関連して、令和元年度に豊浦町アイヌ文化関連観光プロモーション事業「基本構想・基本計画書」を策定しており、この計画に基づき、アイヌ民族が誇りと希望がもてるような施策を展開する必要がある。

(2) その対策

・ 地域における文化の振興を図るため、豊浦町地域交流センターでの高度な文化・芸術鑑賞に触れる機会の提供、町所蔵文化財の展示の工夫や積極的な情報発信、西いぶり定住自立圏文化事業の積極的な活用を推進していく。

・ 文化団体協議会に対して、現状にあった事業の実施や発表の機会の提供など充実した団体活動が継続できるよう支援する。

・ 国の交付金を活用した豊浦町アイヌ文化関連観光プロモーション事業の基盤となる礼文華海浜公園再整備に伴い、アイヌ伝統的儀礼「カムイノミ・イチャルパ」の開催地に、本町のアイヌ文化及びアイヌ文化とアウトドアを融合した、新しい礼文華地域の文化を発信する拠点となる伝統的儀礼施設等を整備し、一層のアイヌ施策の促進を図る。

(3)計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	アイヌ伝統的儀礼施設建設事業 アイヌ文化体験交流施設整備事業	町 町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	総合文化祭・文化団体支援事業 ・事業内容 絵画や陶芸などの発表の機会の提供など充実した団体活動が継続できるよう支援 ・事業効果 町内に所蔵された文化財を活用した学習の場の提供	町	将来的な事業効果あり
		芸術鑑賞事業 ・事業内容 芸術に触れる機会として、児童生徒向け	町	将来的な事業効果あり

		と一般町民向けの芸術鑑賞会を実施 ・事業効果 優れた文化芸術の創造につなげる		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

当町バイオガスプラント施設については、令和元年度から稼働を開始している。町内の農業者等から排出される家畜ふん尿等の畜産バイオマス資源等を原料とし、中温メタン発酵によりメタンガスを発生させることで発電しており、発電された電力については、施設内電力として利用され、余剰電力については電力会社へ売電している。

再生可能エネルギーについて、町民誰もが安心して電力を利用しやすい環境を整えていくとともに、自然環境の保全と地域資源の有効活用を図る実情に即して、様々に展開されるエネルギーサービスを地域の経済成長のきっかけとして、エネルギー需給率の向上、CO2 等の温室効果ガスを排出しない、エネルギー源が枯渇しない等のメリットを取り込んでいく必要がある。

(2) その対策

・ 民間事業者と協力しながら地域新電力会社の設立を目指し、バイオガスプラント施設発電電力供給を町内施設等に行い、地域振興や公共サービスの拡充を推進する。

・ バイオガスプラント施設の廃熱等の利活用の実現については、町の計画及びバイオガスプラント施設の運営の状況を鑑みながら推進していく。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	バイオガスプラント運営事業 ・事業内容 家畜糞尿等のバイオマス資源を原料としてメタン発酵処理し、発生するバイオガスを用いて発電。 ・事業効果 新たな産業の創造と雇用の場の確保。新電力による公共施設への電力供給等。	町	将来的な事業効果あり

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 地球温暖化対策

本町は、地球温暖化対策推進法により地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられていることに基づき、平成31年3月に豊浦町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・第２期）を策定した。本計画により、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することが求められている。

② 環境保全

自然環境の適切な保全を推進するために、本町における公共用水域における水質環境の現状を調査し、当該水域の水質汚染の監視と水質の経年変化を把握する必要がある。

③ 行財政の運営

本町の財政状況は町税収入の大幅な増加は見込めないことや、少子高齢化に対する経費の増加等により引き続き財政が硬直化するなど、厳しい財政運営となっている。

町政運営においては、町民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに、継続的かつ安定的に行政サービスを提供していくことが求められるが、そのためには、財政状況を的確にとらえた健全な財政運営が必要不可欠である。

(2) その対策

① 地球温暖化対策

・ 温室効果ガスの排出量の削減を図るために、物品のグリーン購入、電気・燃料使用量の削減活動、ごみの減量・リサイクル推進を取り組んでいく。

② 環境保全

・ 町内河川の水質が環境基準値内であるか調査を実施する。

③ 行財政の運営

・ 域外から外貨を獲得するふるさと納税などの自主財源の確保をはじめ、経常的経費の縮減、特別会計等の自立性の促進、基金の適正な運用、計画的な施設整備事業の実施、町債活用の適正化、町有財産の適正な管理・運用といった財政の健全性を確保するための取組を積極的に推進していく。

(3)計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		豊浦町地球温暖化対策実行計画推進事業 公共水域水質調査業務	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

豊浦町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	民間賃貸共同住宅等建設支援事業 ・事業内容 民間事業者が建設した賃貸住宅に対する建設費の補助。 ・事業効果 移住・定住人口の確保。	町	将来的な事業効果あり
		持ち家住宅奨励金事業 ・事業内容 中古住宅の購入、又は住宅を新築した町民に対する補助。 ・事業効果 移住・定住人口の確保。	町	将来的な事業効果あり
	地域間交流	関係人口づくり事業 ・事業内容 地域と多用に関わる「関係人口」に着目し交流のきっかけづくりに取り組む。 ・事業効果 首都圏の居住者の将来的な移住・定住に結び付ける。	町	将来的な事業効果あり
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	酪農ヘルパー利用促進事業 ・事業内容 休みが取れない酪農家に代り作業を行う。 ・事業効果 酪農家の肉体的・精神的なゆとりが持て、生活環境の向上が図られる。	農協	将来的な事業効果あり
		畜産担い手育成総合整備事業 ・事業内容 草地更新整備支援 ・事業効果 国際化に対応した自給飼料の低コスト生産し生産性の高い畜産経営の育成及び安定化。	農協	将来的な事業効果あり
	商工業・ ６次産業	豊浦町行政連携ポイント付与事業 ・事業内容 行政事業等の参加者に、ポイントを付与し、そのポイントは町内で買い物をする時に使	商工会	将来的な事業効果あり

		用してもらう。 ・事業効果 本町地域内での消費活動を循環させることができる。 とようら住宅リフォーム券事業 ・事業内容 町内の小規模事業者への受注を促し、関連物資の調達による消費を促進させ経済の活性化を目的にする。 ・事業効果 町民の皆様が安心して住み続ける住まいづくり及び居住環境の向上、人口流失の防止。	商工会	将来的な事業効果あり
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域コミュニティFM放送局整備事業 管理運営業務 ・事業内容 災害が発生したときの情報伝達手段。平常時は地域に密着した情報の提供。 ・事業効果 地域に密着した情報発信によるまちづくりの推進。	町	将来的な事業効果あり
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業 ・事業内容 町民の移動手段の確保。 ・事業効果 移動手段がない町民の日常生活の維持や社会参加の促進。	町	将来的な事業効果あり
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去 その他	廃屋等解体撤去事業補助金交付事業 ・事業内容 老朽化した廃屋等の解体撤去費の補助。 ・事業効果 危険家屋の撤去により、より良い景観の形成と生活環境の整備。 廃棄物広域処理事業 ・事業内容 一般廃棄物の内、燃やせるごみ等を西いぶり広域連合へ運搬し、適正な処理・処分 ・事業効果 廃棄物の安全で効果的な処理・資源化	町 町	将来的な事業効果あり 将来的な事業効果あり

		資源ゴミ分別回収助成事業 ・事業内容 雑誌類等の資源ごみ回収の助成金交付 ・事業効果 リサイクル意識の高まり、資源ごみの団体回収量の増加により、ごみ減量化 古紙回収助成事業 ・事業内容 古紙回収を実施した団体に対し助成金交付 ・事業効果 森林資源の持続可能な利用・廃棄物減量化に貢献	町 町	将来的な事業効果あり 将来的な事業効果あり
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児等及びひとり親家庭等医療給付事業 ・事業内容 高校生以下の医療費の本人負担を無料 ・事業効果 子育て世代の家計の負担軽減。 学校給食費負担軽減給付事業 ・事業内容 給食費補助 ・事業効果 子育て世代の家計の負担軽減 子どものための教育・保育給付費事業 ・事業内容 町が給付する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担。 ・事業効果 子育て世代の家計の経済的負担軽減 通学費補助事業 ・事業内容 高校通学者世帯への交通費の補助 ・事業効果 子育て世代の家計の負担軽減 放課後児童健全育成委託事業 ・事業内容 放課後児童が安心して生活できる居場所確保	町 町 町 町 町	将来的な事業効果あり 将来的な事業効果あり 将来的な事業効果あり 将来的な事業効果あり 将来的な事業効果あり

		・事業効果 昼間保護者のいない家庭の児童の育成及び指導		
		認可外保育施設等利用助成金支給事業 ・事業内容 認可保育施設に入所できず、やむを得ず認可外保育施設等に入所している児童の保護者に対し利用料を助成 ・事業効果 児童の保育に要する経費負担を軽減し、待機児童の発生抑止及び解消	町	将来的な事業効果あり
	高齢者・障害者福祉	配食サービス事業助成金 ・事業内容 買い物や調理ができない一人暮らしや高齢者への配食サービスの助成 ・事業効果 独居老人や寝たきり老人に対し定期的に配食することで生活の質の向上	町	将来的な事業効果あり
		除雪サービス事業助成事業 ・事業内容 除雪サービス事業を実施する事業者に対して助成金を交付 ・事業効果 病弱等で除雪が困難な高齢者世帯の除雪支援、高齢者の安否確認	町	将来的な事業効果あり
		自治会敬老会等事業助成金事業 ・事業内容 敬老会等の開催に対し助成金交付 ・事業効果 高齢者が生活の向上に努める意欲を促し、地域で生き生きと暮せる。	町	将来的な事業効果あり
		高齢者等移送サービス事業 ・事業内容 公共交通機関を利用することが困難な高齢者等に対して移動手段を提供 ・事業効果 高齢者等の福祉の増進	町	将来的な事業効果あり

		老人福祉事業 ・事業内容 高齢者クラブ連合会等への支援、高齢者緊急通報システムの設置 ・事業内容 住み慣れたまちで、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続し支援を行う	町	将来的な事業効果あり
		老人福祉施設措置事業 ・事業内容 環境や経済的理由で在宅生活が困難な方が対象とし、老人福祉施設に入所される方の措置費を負担 ・事業効果 自立した日常生活を送り、社会復帰ができる	町	将来的な事業効果あり
		地域生活支援事業 ・事業内容 障がい者等に対し地域の特性や利用者の状況に応じた事業を計画的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図る ・事業効果 障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現。	町	将来的な事業効果あり
		身体障がい者補装具給付事業 ・事業内容 補装具の購入または修理に必要な費用の一定額の補助 ・事業効果 身体障がい者の職業や日常生活の能率向上。	町	将来的な事業効果あり
		介護保険事業 ・事業内容 適切な介護サービスを提供するとともに、介護予防の取組によりできるだけ長く健康的な生活を送るための支援を行う。 ・事業効果 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける。	町	将来的な事業効果あり

		心身障害者支援費事業 ・事業内容 利用者の状況に応じて適切な障害福祉サービスを提供することで、障がい者等の生活を支援。 ・事業効果 自立した日常生活を営むことができる	町	将来的な事業効果あり
	健康づくり	妊産婦健康診査事業 ・事業内容 妊産婦健康診査の一層の徹底を図るため、健康診査に要する費用を負担 ・事業効果 経済的負担と精神的不安を軽減し、安心・安全な出産に繋げる。	町	将来的な事業効果あり
		住民検診事業 ・事業内容 病気を早期発見、早期治療に繋げるため受診しやすい環境づくりを推進 ・事業効果 ３大死因等の病気を早期発見、早期治療	町	将来的な事業効果あり
		予防接種事業 ・事業内容 インフルエンザ等の予防接種の案内、接種費用の助成 ・事業効果 疾病の発症や重症化予防	町	将来的な事業効果あり
		不妊治療費助成事業 ・事業内容 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療および診察等に要する費用の一部助成 ・事業効果 経済的負担の軽減、少子化対策の推進	町	将来的な事業効果あり
	その他	福祉灯油給付事業 ・事業内容 一定水準以下の低所得者世帯に対し冬期採暖に必要な灯油等を支給 ・事業効果 一定水準以下の低所得者世帯の経済的負担を軽減	町	将来的な事業効果あり

7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	医師確保対策事業 ・事業内容 医師の週休日等に日・当直医を派遣してもらう ・事業効果 常勤医の過重労働の解消。	町	将来的な事業効果あり
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	英語講師招聘事業 ・事業内容 ALT（外国語指導助手）による英語教育の指導 ・事業効果 英語教育と外国語活動の充実	町	将来的な事業効果あり
	生涯学習・スポーツ	非核・平和の町宣言に伴う教育関連事業 ・事業内容 豊浦中学校の修学旅行に参加する生徒及び教職員が、平和学習のため広島市を訪問することに対し、交付金を交付 ・事業効果 命の学習が大切であるため、被爆地である広島市を訪問することにより、戦争の悲惨さと命の尊さを学ぶ。	町	将来的な事業効果あり
		放課後子供教室開催事業 ・事業内容 地域人材やICTを活用したさまざまなプログラムを展開させる。 ・事業効果 町内の小学生が放課後に地域の中で安全安心な活動ができる環境ができる。	町	将来的な事業効果あり
		学校開放事業・スポーツ協会充実事業 ・事業内容 学校体育館の開放・維持、各団体の自主活動の促進 ・事業効果 地域スポーツ、生涯スポーツの振興	町	将来的な事業効果あり
		活動費助成事業 ・事業内容 本町の団体及び個人が、スポーツ（文化）活動においてその経費の全額又は一部を助成し、町民のスポーツ活動の普及発展に資することで、町民の豊かな生活の向上を図る。	町	将来的な事業効果あり

		・事業効果 町民のスポーツ活動の普及と健康増進		
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	豊浦町地域自治振興補助金事業 ・事業内容 自治会運営等の支援 ・事業効果 町内の自主活動推進、地域の自治振興助成	町	将来的な事業効果あり
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	総合文化祭・文化団体支援事業 ・事業内容 絵画や陶芸などの発表の機会の提供など充実した団体活動が継続できるよう支援 ・事業効果 町内に所蔵された文化財を活用した学習の場の提供 芸術鑑賞事 ・事業内容 芸術に触れる機会として、児童生徒向けと一般町民向けの芸術鑑賞会を実施 ・事業効果 優れた文化芸術の創造につなげる	町 町	将来的な事業効果あり 将来的な事業効果あり
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	バイオガスプラント運営事業 ・事業内容 家畜糞尿等のバイオマス資源を原料としてメタン発酵処理し、発生するバイオガスを用いて発電を行う。 ・事業効果 新たな産業の創造と雇用の場の確保。新電力による公共施設への電力供給等。	町	将来的な事業効果あり